

資格取得貸付金規程

第1条（目的）

会社（以下「甲」という。）は、社員の自己啓発、能力開発、キャリア形成活動の推進を図るため資格取得希望者に対して資格取得貸付金制度（以下「制度」という。）を実施する。

第2条（対象者）

この制度の適用を受けることができる者（以下、「乙」という。）は、次の各号に該当する者とする。

- ①勤続年数が1年以上であること
- ②勤務態度が良好であること

第3条（貸付金の申請方法）

この制度により乙は、所定の資格取得貸付金申請書に必要事項を記入し、甲が指定する付属書類を添えて提出しなければならない。

2 前項の申請は、原則として貸付金の支払いを受けようとする日の前日から起算して30日前までに行わなければならない。

第4条（援助対象資格）

この規程において援助の対象とする資格は、次に掲げるものとする。

- ①1級建築士
- ②2級建築士
- ③1級建築施工管理技士
- ④その他特別に会社が認めるもの

第5条（審査）

乙から制度の申請があった場合は、甲は速やかに貸付の可否を審査決定し、乙へその結果を通知する。

第6条（契約の締結）

乙への貸付が決定した場合は、甲乙はその内容に基づき金銭消費貸借契約を結ぶものとする。

第7条（貸付費用の決定）

前条の契約において乙へ貸し付ける金額は下記の通りとする。

- (1) 受験又は受講に必要な学費として申請された費用の二分の一を上限とする。
- (2) 前項にかかるわらず「受験料」及び「受験手数料」に関して同一試験の初回受験に係る金額は甲が負担するため貸付金額の対象としない。
- (3) 乙の支払能力及び意欲その他を総合的に判断し第1項の範囲内で甲が認めた額とする。

第8条（返済方法及び返済期限）

貸付金の返済は別途金銭消費貸借契約書の定めによる。

第9条（利息）

甲は貸付金利を免除とする。

第10条（期限の利益の喪失）

別途金銭消費貸借契約書の定めによる。

第11条（管轄裁判所）

甲及び乙は、本契約に関して裁判上の紛争が生じた場合は、名古屋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

付 則

この規程は、令和5年10月1日から施行する。

資格取得貸付金申請書

甲 株式会社鈴木産業 御中

私は資格取得貸付金規程を了承し貸付金の申請を致します。

乙 申請者	印	
住 所	〒	
資格名		
受講予定期間	年 月 日～ 年 月 日	
貸付金申請額	金額	円
	内訳	
	振込先	乙の給与受取口座とする
資格取得機関	○○○協会	○○○協会
添付書類	講座又は試験等の受講申込書等、費用の明細がわかるもの	

【誓約書】

1. 資格取得後3年以内に退職する場合は、退職が決定した日又は退職した日のいずれか早い日より3日以内に、「金銭消費貸借契約書」(以下「契約書」といいます。) 第3条の通り、資格取得貸付金を返済します。
2. 退職以外の事由においても、次の場合には、直ちに債務の支払いを請求されても異議はありません。
 - ① 資格取得が出来なかったとき
 - ② 資格取得貸付金を定められた用途に使用しなかったとき
 - ③ 就業規則の懲戒（諭旨解雇）事由に該当したとき
 - ④ 支払の停止又は破産、民事再生の申立てをしたとき
 - ⑤ 他の債務につき仮差押、仮処分又は強制執行若しくは任意競売の申立てを受けたとき。
 - ⑥ 公租公課の滞納処分を受けたとき。
3. 契約書及び本誓約書により退職の自由が妨げられるものではないことを確認します。
4. 契約書に基づく受講又は資格取得が業務の一環又は業務命令でないことを確認します。
5. 契約書及び本誓約書の内容を、第三者に口外いたしません。

金銭消費貸借契約書

株式会社鈴木産業（以下「甲」という。）と●●（以下「乙」という。）とは、次のとおり金銭消費貸借契約（以下「本契約」という。）を締結した。

第1条（消費貸借の合意）

1. 甲は、乙に対し、一級建築施工管理技士資格（以下「本資格」という。）取得費用を使途として、甲の貸付金規程の定めにより下記の金員を貸し渡し、乙はこれを借り受ける（以下「本貸付」という。）。

記

金●●●●●●円

2. 本貸付金は、乙の給与受取口座に直接振り込む方法により支払う。なお、振込手数料は甲の負担とする。
3. 前項の振込日をもって、本貸付実行日とする。
4. 本貸付実行日までの間に甲又は乙が破産手続開始決定を受けたときは、本契約は当然に効力を失うものとする。

第2条（返済期日及び返済方法）

乙は、甲に対し、乙が本資格を取得した日の翌日から3年を経過する日までに、本貸付金全額を持参又は送金にて返済する。

第3条（期限の利益喪失）

乙について次の各号の事由が一つでも発生した場合には、甲からの通知催告がなくても、乙は当然に期限の利益を失い、乙は甲に対し、直ちに本貸付金全額を支払う。

- (1) 乙が本資格を取得できなかったとき
- (2) 乙が本資格取得後3年以内に甲を退職することが決定したとき又は甲を退職したとき
- (3) 乙が本貸付金を第1条第1項の使途に使用しなかったとき
- (4) 乙が甲の就業規則の懲戒（諭旨解雇）事由に該当したとき
- (5) 支払の停止又は破産、民事再生の申立てがあったとき
- (6) 仮差押え、仮処分、強制執行若しくは任意競売申立て又は滞納処分のあったとき

第4条（返済方法の協議及び返済期日の猶予）

1. 前条第1号の原因により乙が期限の利益を喪失した場合は、第2条の返済方法については、甲乙の協議により、月次給与からの分割返済とすることができるものとする。
2. 前条第1号の原因により乙が期限の利益を喪失した場合において、甲は、乙に対

し、期限の利益を喪失した日の翌日から最長3年が経過するまでの期間中、本資格の取得のための再受験を認め、同期間を限度として、返済を猶予することができるものとする。

3. 前項の返済猶予期間中に、乙が自己都合により甲を退職することが決定したとき又は甲を退職したときは、甲を退職することが決定した日又は退職した日のいずれか早い日をもって返済猶予は終了し、乙は甲に対し、直ちに本貸付金全額を支払う。
4. 第2項の返済猶予期間中に、乙が再受験により本資格を取得した場合、甲は、乙が本資格を取得した日の翌日から3年を経過する日まで、再度返済猶予をする。ただし、第3条2号ないし6号の事由に基づく期限の利益喪失は当該返済猶予にも適用されるものとする。

第5条（遅延損害金）

乙は、返済期日に返済を遅滞したとき、又は期限の利益を喪失したときは、甲に対し、返済期日又は期限の利益を喪失した日の翌日から支払日まで第1条の金員の年10%（365日割計算）の割合による遅延損害金を支払う。

第6条（相殺合意）

甲は、本契約に基づき乙に対して有する債権をもって、乙の賃金債権及び退職金債権を、その対当額にて相殺することができるものとし、乙はこれを承諾する。

第7条（免除）

甲は、乙が本資格を取得し、かつ、取得後3年間、甲の勤務を継続した場合（ただし、休職、休業等の期間は除く）は、本貸付金の返済義務を全額免除する。

第8条（公正証書の作成）

乙は、甲の請求があるときは、直ちに強制執行を受けても異議のないことを承諾し、本契約による債務について強制執行の認諾文言がある公正証書を作成するために必要な手続をする。

第9条（合意管轄）

本契約に関する紛争については、名古屋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第10条（誠実協議）

本契約に定めのない事項及び本契約の条項に関して疑義が生じた事項については、当事者は誠実に協議の上、信義誠実の原則に従って解決する。

この合意の証として、本契約書2通を作成し、甲乙が記名押印の上、各1通を保有する。

20●●年●●月●●日

(甲) 名古屋市千種区京命 2-6-16
株式会社鈴木産業
代表取締役 鈴 木 敦 史 印

(乙) 住所
氏名